

# 加賀市議会業務継続計画

## 目 次

1	計画の背景、目的及び位置づけ	1
	(1) 背景	
	(2) 目的	
	(3) 位置づけ	
2	議会及び議員の役割	2
	(1) 議会の役割	
	(2) 議員の役割	
3	災害等発生時の市との関係	3
4	議会災害等対策支援本部の設置及び災害等対策会議の開催	3
	(1) 議会本部の設置	
	(2) 災害等対策会議の開催	
	(3) 指揮・命令系統	
5	非常時優先業務	5
6	議会事務局・議員の行動方針	7
	(1) 議会事務局の行動方針	
	(2) 議員の行動方針	
	(3) 感染症が発生した場合の行動方針	
7	情報の的確な収集	14
	(1) 基本的な考え方	
	(2) タブレット端末等の活用	

8 災害等への備え	15
(1) 議会の防災訓練	
(2) 審議を行うための議場・会議室の確保	
(3) 防災用品等の確保	
9 議会業務継続計画の発動の解除及び議会本部の廃止	16
10 議会業務継続計画の運用	16
参考 1 各主体の主な行動の流れ	17
参考 2 災害等の発生から議会業務継続計画の発動・解除までの流れ	18

# 1 計画の背景、目的及び位置づけ

## (1) 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまで予期し得なかった規模の地震や津波が発生し、広い範囲で甚大な被害をもたらした。

また、令和 2 年 3 月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、わが国でも令和 2 年 4 月、令和 3 年 1 月及び同年 4 月に緊急事態宣言が発出され、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。

このような災害等が発生した場合、多大な人的・物的被害を受けるとともに、ライフライン等にも障害が生じ、市民生活や社会活動にも重大な影響を及ぼすことが想定される。

市では、平成 29 年 1 月に、災害等発生時においても市民の生命、身体や財産を保護し、市民生活への影響が最小限となるよう「優先度の高い通常業務」や「災害対策応急業務」などの「非常時優先業務」を、迅速かつ的確に遂行するとともに、できるだけ早期に通常業務を復旧させることを目的とした「加賀市業務継続計画」を策定している。

また、平成 29 年 6 月には議員からの提案により、災害の予防、応急復旧及び復興にかかる対策に関し、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めた加賀市災害対策基本条例（平成 29 年加賀市条例第 32 号）を制定している。

加賀市議会においても、加賀市議会基本条例（平成 23 年加賀市条例第 13 号）に災害等発生時の対応について定めるとともに、災害等発生時の行動指針として、加賀市議会災害等対策支援本部設置要綱（平成 26 年 10 月策定）及び加賀市議会議員の災害対応行動マニュアル（平成 26 年 10 月策定）を策定しているところである。

しかしながら、災害等発生時においては、迅速かつ適切に対応し、二元代表制の下、議事・議決機関及び住民代表機関としての議会機能を的確に維持することが依然として求められている。

このことから、災害等発生時における必要な組織体制や議会、議員の役割等を定めた議会独自の業務継続計画を策定するものである。

## (2) 目的

加賀市議会業務継続計画（以下「議会業務継続計画」という。）は、災害等発生直後から、議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会及び議員の役割や行動方針等を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことを目的

とする。

### (3) 位置づけ

本計画は、加賀市議会基本条例に基づき、災害等発生時の議会对応について定めるものとし、議会独自の業務継続計画として位置づけるものである。

## 2 議会及び議員の役割

### (1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として、市から提案される予算・決算、条例の制定・改廃や重要な契約等について、市の団体意思を決定するとともに、市の事務執行をチェックするなど、主権者である市民に代わり「監視・評価」する役割を担っている。

これらの役割は、災害等発生時にあっても継続して果たすべきものであり、必要に応じて審議が行えるよう体制を整えておく必要がある。加えて復旧・復興の各段階で、住民代表機関として、被災地域の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定を行う責務を有するものである。

### (2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。

よって、議員は、災害等発生時にあっても議会がその役割を果たせるよう、会議に出席できる態勢を整えるとともに、被災地域の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定を行うため、特に、災害等発生初期においては、被災地域における救援・復旧活動等の地域活動に積極的に従事し、多くの災害等情報や市民からの意見を収集するよう努めるものとする。

また、地域の身近な連絡・相談窓口としての役割を担い、加賀市災害対策本部（重大な感染症が発生し、又はまん延した場合にあつては、加賀市新型インフルエンザ等対策本部。以下「市対策本部」という。）から収集した災害等情報や被災者支援の状況等について、積極的に地域住民に伝達するよう努めるものとする。

議員は、議会業務継続計画の発動に至らない程度の災害等であっても、本規程の趣旨を尊重し、非常事態に即応した地域の一員としての活動に心掛けるものとする。

### 3 災害等発生時の市との関係

災害等発生時において、実質的かつ主体的に災害等への対応に当たるのは、市対策本部をはじめ、その指揮下にある市の各組織であり、議会は主体的な役割を果たすものではない。議会の役割の基本は、地方公共団体としての意思決定であり、その範囲内で災害等に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害等発生初期においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予測されることから、議員個人からの問い合わせや情報の提供、要請等の行動は、極めて緊急性が高いと判断する場合以外には行わないことを原則とするなど、市職員が応急対策業務に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議会が自らの役割である「地方公共団体の意思決定機能」及び「監視・評価機能」を適正に実行するためには、正確な情報を迅速に収集し、整理することが必要である。そのため、議会と市とは、それぞれの役割を踏まえて、災害等情報の共有を主目的とする協力・連携体制を整え、災害等への対応に当たる必要がある。

### 4 議会災害等対策支援本部の設置及び災害等対策会議の開催

#### (1) 議会本部の設置

##### ① 議会業務継続計画の発動基準

加賀市議会災害等対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置については、加賀市議会災害等対策支援本部設置要綱の規定によるものとし、市対策本部が設置された場合において、議長が必要と認める場合に設置し、議会業務継続計画を発動するものとする。

議会業務継続計画の発動基準は、市対策本部が設置される災害等の基準を概ね準用するものとする。これは災害等発生時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害等への対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることによるものである。

[市対策本部が設置される災害等の基準の例]

災害種別	災害内容
地震	・ 震度 5 強以上の地震が発生したとき
津波	・ 大津波警報が発表されたとき ・ 津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき
感染症	・ 国により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき 又は厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生等を公表したとき
その他	・ 相当規模の災害等の発生が予測され、市対策本部を設置してその対策を要する長が認めるとき ・ 災害等が発生し、その規模及び範囲等から市対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき ・ 災害救助法による救助を適用する災害等が発生し、市対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき

議会本部は、議会業務継続計画発動中における議会及び議員の活動の司令塔としての役割を担うものであり、議会本部が主体となって行う災害等情報の収集・伝達等を通じて各議員が能動的かつ効果的・効率的に地域活動が行えるよう支援するとともに、議会としての意思決定に当たっての事前調整・協議の場として機能するものとする。

議会本部の設置は、議長が市役所に到着した時点をもって設置とする。

## ② 議会本部の構成員及び所掌事務

議会本部の構成員及び所掌事務は、加賀市議会災害等対策支援本部設置要綱に定めるとおりとする。

## (2) 災害等対策会議の開催

議会本部の本部長である議長は、必要に応じて、本部員のうち議会運営委員会委員を召集して災害等対策会議を開催し、加賀市議会災害等対策支援本部設置要綱に掲げる所掌事務のほか、次の業務遂行の意思決定を行う。

- ・ 議会業務継続計画に基づく議会機能の回復・維持業務
- ・ 議会運営委員会、全員協議会等の各種会議の開催要否の検討
- ・ 近隣・関係自治体との連携、協力

- ・ その他、災害等への対応に必要と判断される業務

### (3) 指揮・命令系統

議会本部と議会事務局においては、議長又は局長が不在である場合等に備えて指揮・命令系統の順位を次のとおり定めるものとする。

#### 【代理者の順位】

ア 議会本部 議長不在時の代理者

①	②	③
副議長	議会運営委員会 委員長	参集している議会本部の構成議員のうち 年長委員

イ 議会事務局 局長不在時の代理者

①	②	③
次長	リーダー	参集している事務局職員のうち、最も職級の 高い職員

## 5 非常時優先業務

災害等発生時において実施すべき非常時優先業務を定めることで、限られた人員及び資源等の有効活用が可能となり、業務立ち上げ時間の短縮を図るものとする。

内容は、概ね次のとおりとする。

業務名	業務種別	着手時期（以内）
議員の安否確認業務	応急対策	1日
正副議長への災害等状況の情報提供業務	応急対策	1日
議会本部の設置・運営補助業務	応急対策	1日
市対策本部との災害等情報の共有化作業	応急対策	1日
議員への災害等状況の情報提供業務	応急対策	1日
議員から提供される情報の整理業務	応急対策	1日
本会議、委員会等の開催業務（※）	通常業務	2週間
その他議会運営に関する通常業務	通常業務	1か月



## ※会議（本会議、委員会等）開催に向けた具体的対応

議会は、災害等の発生等により議員が委員会等の開催場所に参集することが困難な場合は、オンラインによる方法で委員会等を開催することとする。

また、議会事務局は、会議の円滑な開催に向けて、執行部との連絡・調整に努めるものとする。

さらに、正副議長、正副委員長に事故等がある場合、次のとおり対応するものとする。

### ① 正副議長ともに事故ある場合

会期中の場合は、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

### ② 正副議長ともに欠けた場合

正副議長を選任する。

### ③ 正副委員長ともに事故ある場合

年長の委員が委員長の職務を行う。

### ④ 正副委員長ともに欠けた場合

正副委員長を選任する。

## 6 議会事務局・議員の行動方針

非常時においても、迅速に議会機能の回復を図り、業務を継続するためには、議会を構成する議員及び議員の活動をサポートする事務局職員の安全確保が前提となる。そのため、議員及び事務局職員の安全確保、避難誘導及び安否確認等を迅速に行うことができる体制を構築する必要がある。

### (1) 議会事務局の行動方針

#### ① 事務局職員の初動対応

##### ア 平日日中（会議開催中）における初動対応

会議開催中の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身の安全確保
2. 議長又は委員長（以下「会議の長」という。）の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導並びに被災者の救出・支援
3. 所属長に対する自身の安否報告、議員の安否確認、家族の安否確認等の初動対応
4. 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

##### イ 平日日中（会議開催時間以外）における初動対応

平日日中の会議開催時間以外の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身の安全確保
2. 来庁している議員の避難誘導及び安否確認
3. 来庁していない議員の安否確認、家族の安否確認等の初動対応
4. 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

##### ウ 平日夜間・休日における初動対応

平日夜間又は休日の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身と家族の安全確保（住居の被害状況確認）及び安否確認
2. 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
3. 加賀市災害対策本部規程（平成 17 年加賀市災害対策本部訓令第 1 号）に基づき、配備人員に該当する職員は市役所に参集
4. 議員、その他事務局職員の安否確認等の初動対応
5. 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

## エ 初動対応の例

議会事務局において想定される初動対応の例を以下に示す。ただし、個々の初動対応の実施要否や実施順序等の判断は、発生した災害等の種類や規模、発生時刻等の状況に合わせて適宜行うものとする。

- ・ 議員、傍聴者、その他の来庁者の避難誘導、安全確保
- ・ 被災者の救出・支援
- ・ 議会事務局事務室の被害状況の確認及び執務場所の確保
- ・ 電気、水道等のライフラインの確認
- ・ 議会事務局のパソコン、タブレット端末、電話等の通信機器の稼働確認
- ・ 議員の安否確認
- ・ 家族の安否確認
- ・ 事務局職員の安否確認
- ・ 議長への議会業務継続計画の発動有無の確認、調整
- ・ 議員、事務局職員に対し、議会業務継続計画の発動有無の連絡
- ・ 市対策本部との連絡体制の確保
- ・ 災害等関係情報の収集・整理、議員への情報伝達
- ・ 議場、委員会室等の被害状況確認及び会議場所の確保・調整
- ・ 議場、委員会室等のマイク・カメラ・録音機器等の稼働確認
- ・ 議会本部の設置・運営準備

### ② 事務局職員の参集

事務局職員は、加賀市災害対策本部規程による非常配備の基準に基づいて参集する。なお、参集手段や参集時の服装等については、「加賀市職員防災ハンドブック」に定めるとおりとする。

### ③ 議員の安否確認の方法及び内容

議員への安否確認の方法及び内容については、加賀市議会議員の災害対応行動マニュアルに定めるとおりとする。

## (2) 議員の行動方針

### ① 正副議長（またはその代理者）の初動対応

#### ア 会議等開催中における初動対応

会議等開催中の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身の安全確保
  - ※ 会議の長は、開催中の会議の休憩又は延会を宣告
  - ※ 会議の長は、事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導指示
2. 自身の避難及び被災者の救出・支援
3. 家族の安否確認
4. 議会本部の設置・運営
5. 議会業務継続計画の発動要否の決定

#### イ 会議等開催時間以外における初動対応

会議等開催時間以外の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身と家族の安全確保（住居の被害状況確認）及び安否確認
2. 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
3. 議会事務局と連絡を取り合い、議会業務継続計画の発動要否を決定
4. 市役所へ参集
5. 議会本部の設置・運営

### ② 正副議長以外の議員の初動対応

#### ア 会議等開催中における初動対応

会議等開催中の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身の安全確保
  - ※ 会議の長は、開催中の会議の休憩を宣告
  - ※ 会議の長は、事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導指示
2. 会議の長及び事務局職員の指示に従い、避難及び被災者の救出・支援
3. 家族の安否確認
4. 議会業務継続計画を発動する場合は、議会本部等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事（参集可能な態勢維持）

#### イ 会議等開催時間以外における初動対応

会議等開催時間以外の場合は、次の行動の流れを参考に初動対応を行う。

1. 自身と家族の安全確保（住居の被害状況確認）及び安否確認
2. 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
3. 電話又はメールを通じて議長及び議会事務局に安否報告。電話、メー

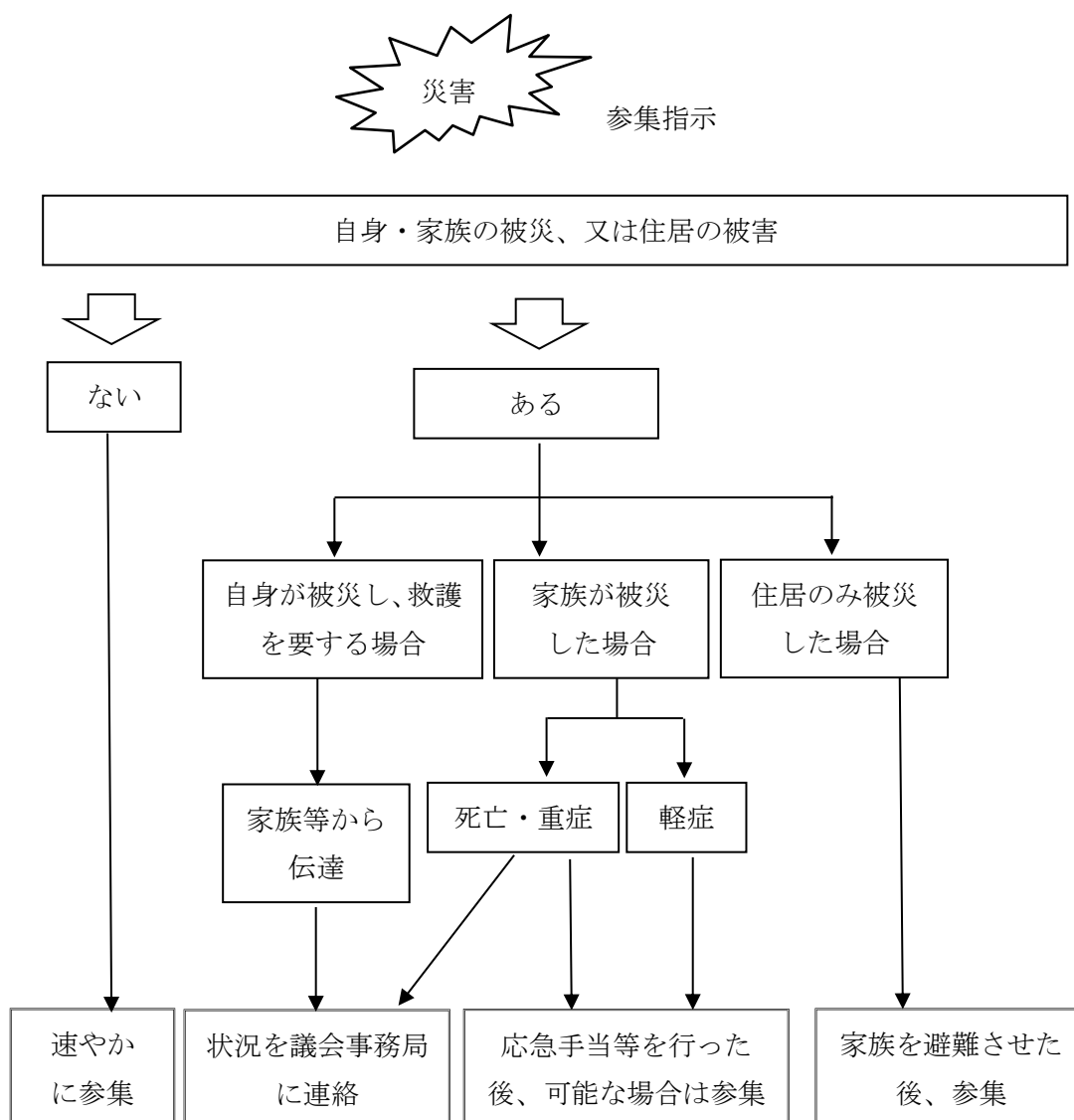
- ルが不可能な場合は災害用伝言ダイヤル（171）に録音
4. 議会業務継続計画を発動する場合は、議会本部等からの参集指示があるまで救援・復旧活動等の地域活動に従事（参集可能な態勢維持）

### ③ 議員の参集

議員が市役所へ参集する場合には、初動対応等の必要な対応を速やかに実施し、その後、安全かつ迅速な参集を心掛けるものとする。また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を維持するものとする。

また、参集時の服装・携帯品及び交通手段は、加賀市議会議員の災害対応行動マニュアルに定めるとおりとする。

【参考】議員に参集指示があった場合の判断基準



### (3) 感染症が発生した場合の行動方針

感染症対策は、感染拡大の段階に応じた対応等が必要になることから、次に定める各段階に応じた行動方針を定めるものとする。

#### ア 発生段階の定義

発生段階	流行状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態（県内では発生早期の地域がみられる場合がある状態）
市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態（県内では感染期の地域がみられる場合がある状態）
市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## イ 発生段階に対応した行動方針

発生段階	議会及び議員の行動基準
海外発生期	海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等の国や県が発信する情報を収集し、マスク着用や手指消毒等の感染予防対策の実施を図る。
市内未発生期	<ol style="list-style-type: none"> <li>議長・副議長の市外への公務出張は自粛する。ただし、公務上重要かつ必要と認められる場合は出張できる。 この場合、感染予防対策として認められるときは、市対策本部の基準に準じ、帰宅後に自宅待機するものとする。</li> <li>議員の私用での市外への移動は自粛する。</li> <li>議員が冠婚葬祭等のやむを得ない私的事情により市外へ移動する場合は、事前に議長及び議会事務局長に届け出るものとする。 この場合、議長は、感染予防対策として必要と判断したときは、当該議員に対し旅行帰宅後の自宅待機を指示することができるものとする。自宅待機期間は、市対策本部の基準に準ずる。</li> <li>本会議・委員会等の傍聴者や、請願等による出席者に対し、マスク着用や手指消毒等の感染予防対策の周知、徹底を図るものとする。</li> </ol>
市内発生早期	<ol style="list-style-type: none"> <li>市内未発生期の行動基準「1～3」は同様とする。</li> <li>市内の感染状況に鑑み、議長が市内においても議会及び議員の活動等の規制を行う必要があると判断した場合は、災害等対策会議で対応等を協議し、決定する。</li> <li>議員は、私用で市外に出かける場合は、現地での行動を記録するよう努めるものとする。</li> <li>本会議・委員会等の傍聴や、請願等による出席は規制（自粛要請）する。</li> </ol>
市内感染期	市内の感染状況の推移を見極め、「市内発生早期」の行動基準に準じて対応する。
小康期	感染者の発生状況や国・県・市の動向等を見極め、災害等対策会議で行動基準の緩和を検討するものとする。

※緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、感染者数、感染症の毒性の強弱などの状況に応じて行動指針は適宜変更する。

### ※感染症感染時の対応

議員及び事務局職員が感染症に感染した場合の対応については、本計画に定めるもののほか、別途定める感染時対応フローチャートに従い行動するものとする。



## 7 情報の的確な収集

### (1) 基本的な考え方

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、被災地域の状況や被災者のニーズ等を正確かつ迅速に、広く情報収集する必要がある。

また、災害等からの早期復旧・復興を図るためには、議会、市長その他の執行機関及び市民が正確な情報を共有することが重要であり、それぞれが有する情報を集約し、共有できる仕組みが必要である。

#### ① 議会本部による情報の収集・伝達・共有

災害等情報の収集・伝達は、議会本部が主体となって行う。災害等情報の収集に当たっては、市の各組織をはじめ、国・県、近隣・関係自治体、地域団体、市民等からの情報が集積される市対策本部からの情報収集が不可欠である。

そのため、議会業務継続計画の発動期間中に市対策本部の本部員会議が開催される際は、本部員である議会事務局長が本部員会議に出席し、最新情報の収集に努めるとともに、議会本部が有している情報を伝達する。

また、議会本部は、議員が地域活動を通じて得た情報を集約・整理し、議会内での情報共有を図るとともに、市対策本部から収集した情報を議員に伝達する。

#### ② 議員による情報の収集・伝達

議員は、被災地域における救援・復旧活動等の地域活動に積極的に従事し、多くの市民の意見や災害等情報の収集に努める。収集した情報のうち、議会本部に伝達すべきと判断する情報は、状況の分かる写真や動画を添付して速やかに議会本部に伝達する。

### (2) タブレット端末等の活用

議員は、救援・復旧活動等の地域活動を行う際には、議会事務局が貸与しているタブレット端末等を忘れず携帯して随時写真や動画を撮影し、状況を記録する。また、議会本部に情報を伝達する場合には、その状況が分かる写真や動画を添付することを基本とする。

また、オンラインによる方法で会議に出席する場合には、自身が所有するタブレット端末等のテレビ（音声）通話機能等を活用するものとする。

議員は、平常時からタブレット端末等の機能操作の習得に努めるものとする。

## 8 災害等への備え

### (1) 議会の防災訓練

議会業務継続計画を発動した場合に、議員及び事務局職員が的確な行動を迅速に行えるようにするため、また、計画の内容を検証・点検し、より実行性を高めるために、議員と事務局職員を対象とした防災訓練等を適宜実施する。

### (2) 審議を行うための議場・会議室の確保

災害等が発生した際、議場を含む議会事務局がある建物の全部又は一部に被害が発生した場合、代替となる候補施設（市役所周辺の公共施設等）を検討する。

### (3) 防災用品等の確保

災害等が発生し、議会業務継続計画を発動した場合には、正副議長及び事務局職員が数日間にわたって議会に滞在し、非常時優先業務を中心に、継続的に業務に従事することが想定されるため、概ね3日間分の食料・飲料水のほか、携帯トイレ、衛生用品等の生活必需品を含んだ防災用品のセットの確保に努めるものとする。

また、本会議中の大規模地震の発生に備え、議場内の各席（傍聴席を含む。）へのヘルメットの配備を検討する必要がある。

## 9 議会業務継続計画の発動の解除及び議会本部の廃止

議長は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会業務継続計画の発動を解除する。

また、議会業務継続計画の発動の解除をもって、議会本部は廃止とする。

## 10 議会業務継続計画の運用

議会業務継続計画は、加賀市議会 PPDCA サイクル運用規程（平成 27 年加賀市議会規程第 1 号）に基づき行う PPDCA サイクルの対象とする行為とし、必要に応じて PPDCA サイクル表を作成する。

また、次に記載する事象が発生した場合や計画を変更すべき事由が生じた場合は、議会業務継続計画の見直しを適宜行うこととする。

- ① 本市における地震・津波の被害想定に大幅な変更があった場合
- ② 甚大な被害が想定される新たな災害種別が発生した場合
- ③ 計画内容の検証・点検により、新たな課題や内容を修正すべき事項が見つかった場合

その他、加賀市議会災害等対策支援本部設置要綱及び加賀市議会議員の災害対応行動マニュアルについても適宜見直しを行うものとする。

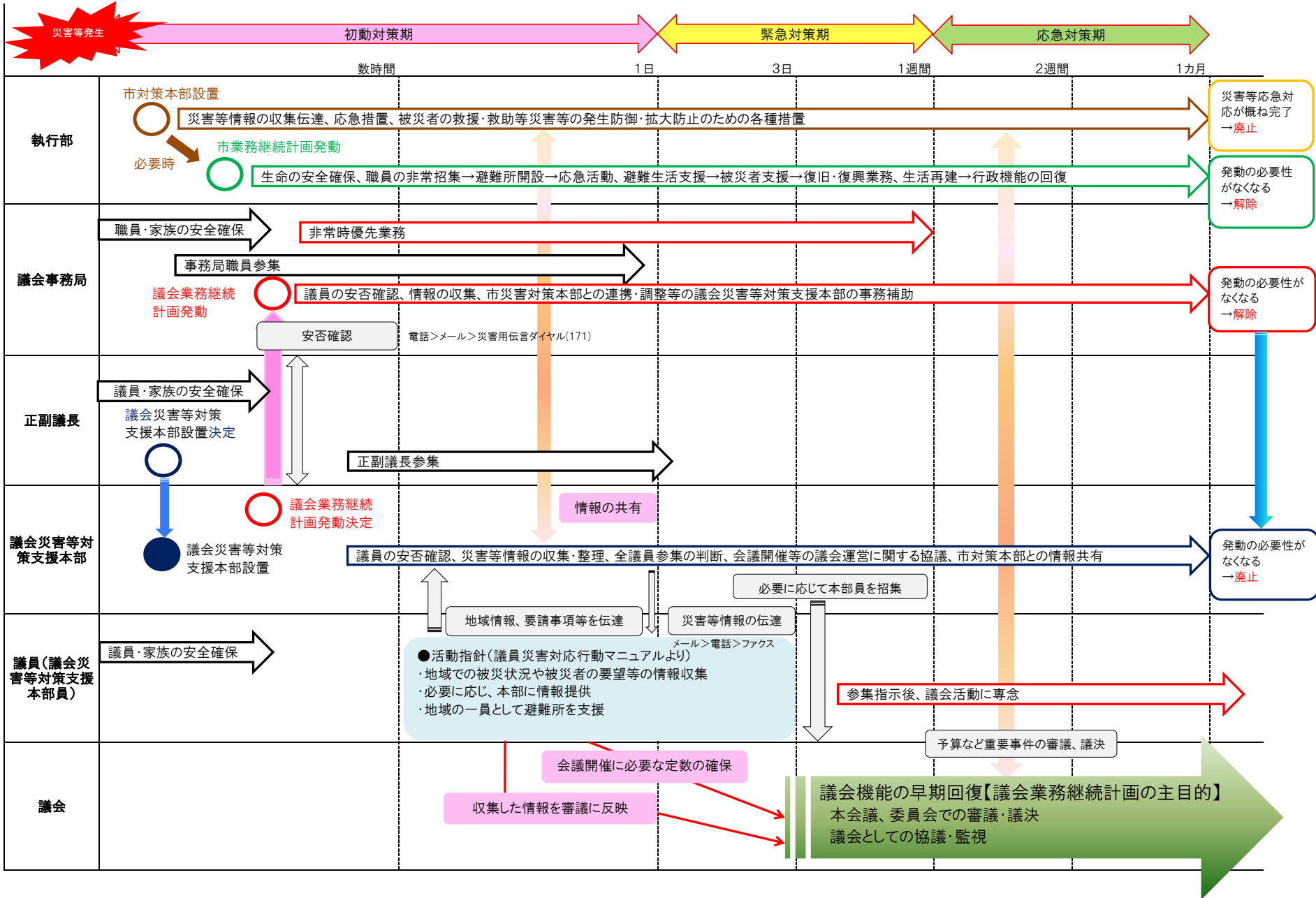
## 参考 1 各主体の主な行動の流れ

災害等の発生から議会業務継続計画の発動の解除までの各主体の主な行動の流れを、以下に整理する。

ただし、この表は、各主体の主な行動の流れを簡易にイメージすることに主眼を置いて整理したものであり、行動の内容が重複しているものや記載していない行動が多数あることに注意する。

時期	正副議長	議員 (議会災害等対策支援本部員)	事務局職員	
初動対応期	災害等発生 ～ 数時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応</li> <li>・議会業務継続計画発動決定</li> <li>・参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応</li> <li>・地域活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応</li> <li>・参集</li> <li>・非常時優先業務</li> </ul>
	～ 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会災害等対策支援本部設置・運営</li> <li>・災害等情報の収集・伝達・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動</li> <li>・災害等情報の収集・伝達・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集</li> <li>・非常時優先業務</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・議会災害等対策支援本部設置・運営補助</li> </ul>
緊急対策期	～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会災害等対策支援本部運営</li> <li>・災害等情報の収集・伝達・共有</li> <li>・必要に応じて本部員を参集</li> <li>・必要に応じて災害等対策会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動</li> <li>・災害等情報の収集・伝達・共有</li> <li>・要請に応じて災害等対策会議出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務</li> <li>・議会災害等対策支援本部運営補助</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> </ul>
応急対策期	～ 1か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会災害等対策支援本部運営</li> <li>・災害等情報の収集・伝達・共有</li> <li>・必要に応じて本部員を参集</li> <li>・必要に応じて災害等対策会議開催</li> <li>・必要に応じて委員会等開催</li> <li>・議会業務継続計画発動解除</li> <li>・通常の議会体制へ移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集指示後、議員活動に専念</li> <li>・必要に応じて災害等対策会議出席</li> <li>・必要に応じて委員会等出席</li> <li>・通常の議会体制へ移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務</li> <li>・議会災害等対策支援本部運営補助</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> <li>・通常業務に移行</li> </ul>

参考2 災害等の発生から議会業務継続計画の発動・解除までの流れ



# 加賀市議会業務継続計画

令和元年 6月 策定

令和4年 11月 改訂